

お 知 ら せ

松山地方裁判所

松山地方裁判所**西条支部**及び**宇和島支部**で取り扱っている**不動産執行事件**は、松山地方裁判所本庁で取り扱うこととなります。それに伴い、愛媛県内における不動産競売事件を取り扱う裁判所の管轄が下記のとおり変更になります。

記

- 1 対象となる事件の種類
不動産強制競売事件，不動産強制管理事件
担保不動産競売事件，担保不動産収益執行事件
- 2 新しい管轄区域
 - ・ **松山地方裁判所本庁**
松山地方裁判所，同大洲支部，同西条支部，同今治支部及び同宇和島支部の各管轄区域（県下全域）
 - ・ 松山地方裁判所西条支部及び同宇和島支部
取扱い廃止
これまでの管轄区域（不動産の所在地）
松山地方裁判所西条支部管轄
西条市，新居浜市，四国中央市，今治市宮窪町四阪島
松山地方裁判所宇和島支部管轄
宇和島市，西予市（三瓶総合支所の所管区域を除く。），北宇和郡，南宇和郡
- 3 変更時期
平成29年4月1日から松山地方裁判所西条支部，同宇和島支部の各管轄区域の不動産競売事件の申立ては松山地方裁判所本庁が管轄することになります。
なお，この変更に関し先立って，平成29年2月1日から同年3月31日までの間は，これまで西条支部及び宇和島支部が管轄していた地域に存する不動産について，管轄する支部と松山地方裁判所本庁のいずれに対しても競売申立てができる扱いとなります。
おって，すでに西条支部及び宇和島支部に係属している事件については，平成29年1月以降，進行状況を見ながら順次松山地方裁判所本庁に回付されます。回付された事件については，事件関係者の方々に通知書が送られますので，本庁での新しい事件番号等を確認してください。

問い合わせ先

〒790-8539 松山市一番町3丁目3-8

松山地方裁判所本庁・不動産執行係

電話089-903-4355

089-903-4356